



巻頭論文

給付付き税額控除の 具体的設計

中央大学法科大学院教授
森 信 茂 樹

I 給付付き税額控除の導入に 向けての検討の開始

給付付き税額控除については、平成21年10月8日、鳩山総理から税制調会へ、「格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること」との諮問がなされ、12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱においても、「給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。」と記され、早々の検討開始が予定されている。

昨年の総選挙に当たって公表された「民主党政策集・インデックス09」（以下「政策集」）には、この制度の政策的な意義・活用法について、低所得者への生活支援策、消費税の逆進性対策、就労支援策と3つのパターンを想定しており、以下のような記述がなされている。

「生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、(1)基礎控除に替わり『低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除』(2)消費税の逆進性緩和対策として、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分につ

いては給付をする『給付付き消費税額控除』(3)就労への動機付けのため、就労時間の伸びに合わせて『給付付き税額控除』の額を増額させ、就労による収入以上に実収入が大きく伸びる形で『就労を促進する給付付き税額控除』——のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討します」

さらに、

「なお、税額控除額全額を控除するだけの税額がなく、給付を受けることになる場合は、その給付額はまずは年金や医療等の社会保険料負担分と相殺することを検討します」

と記され、給付の代わりに社会保険料と相殺する方法も記されている。

格差・貧困が我が国で大きな問題となる中、勤労に対するインセンティブを高め、低所得者の生活や子育てを支援する給付付き税額控除は、1970年代の米国で導入され、英国等欧州で広まり、今では欧米の共通政策（common policy）となっており大きな成果を上げているもので、我が国での早期の導入が期待されている。

一方、その導入に当たっては、番号による所得捕捉の問題、不正給付の防止等々多くの課題がある。しかし、税制と社会保障を一体的に設計し勤労を通じて豊かな社会を作り上

げるというワークシェア思想に基づく本制度は、遅れて格差・貧困問題に直面した我が国にとってきわめて参考になる政策で、それらの課題を乗り越え導入に向けて検討を進める必要がある。以下、制度の目的を改めて明確にするとともに、導入に向けての具体的な課題を整理してみたい。

II 租税政策としての意義—課税ベースの拡大

給付付き税額控除の核心とでも言うべき勤労税額控除が考案された際の政策目的は、雇用促進と所得再分配機能の強化の2つであるが、この制度を租税政策としてみた場合に、課税ベースの拡大、という重要な意義があることを忘れてはならない。

先進諸国の所得税には、担税力への配慮や年金、住宅投資等の政策的配慮から、多くの所得控除の導入・拡充が余儀なくされてきた。その結果、所得税の課税ベースは大幅に縮小し、税収確保の問題に加えて、垂直的公平性の問題が生じ、所得税の所得再分配機能が阻害されるという事態を招くことになった。

このような状況に対する反省から、レーガン・サッチャー以来の税制改革では、「課税ベースを拡大し税率を引き下げる」という考え方の下で、さまざまな税制改革が行われてきた。この税制改革は「公平」と「効率」を両立させるものとして大きな成果を上げ世界

各国の税制改革に伝播して行った。

一方、冷戦後の世界的競争の激化、中進国の台頭という状況の下で、先進国の低スキル労働の代替が生じた結果として格差・貧困問題という新たな課題が生じてくると、「課税ベースを拡大して税率を引き下げる」という税制改革に新たな問題が生じてきた。それは、高所得者層が税率の引き下げという恩恵を受けるのに対し、税を（ほとんど）負担してこなかった低所得者層は、課税ベースの拡大による負担増すら招きかねない状況になり、所得格差がより拡大し、社会全体の累進度合いが低下するという問題である。そこで、課税ベースの拡大を進めていくにあたって、所得控除を税額控除に代替させ、その恩恵を中低所得者に厚くするという政策がとられ始めた。その代表例はオランダの税制改革で、所得控除を極限まで縮小し、その結果生じる低所得層の負担増は税額控除で緩和する、さらに社会保険料負担についても税額控除という方法で相殺する、という改革を行った。

本来所得税は、担税力という概念を下に構築されており、担税力が低下するような一定の事情があるときには、所得税の負担を調整することになる。その場合の方法として、所得から一定額を控除する所得控除制度と、納税者の税額そのものを差し引く税額制度の2つがある。わが国所得税の歴史を見ると、昭和初期に扶養控除について税額控除方式が導入されたが、シャープ勧告後の税制改革で、

プロフィール

森 信 茂 樹 (もりのぶ しげき)



1950年広島生まれ、法学博士(租税法)。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。主税局総務課長、大阪大学法学研究科教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務総合政策研究所長、2006年財務省退官、中央大学法科大学院教授、ジャパン・タックス・インスティテュート(japantax.jp)所長。

【主要著書】『給付つき税額控除』(中央経済社・編著)、『抜本的税制改革と消費税』(大蔵財務協会)、『日本が生まれ変わる 税制改革』(中公新書ラクレ)、『わが国所得税課税ベースの研究』(日本租税研究協会)、『日本の税制』(PHP新書)、『日本の消費税』(納税協会連合会)、他。

税制の簡素化等の観点から、所得控除方式に転換した歴史がある。また、税額控除は補助金的性格を持ち、政策税制としての色彩が濃いこともあって、近年は縮小されてきた。現行所得税では、基本的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除等については所得控除制度がとられ、税額控除制度は、配当税額控除制度、外国税額控除制度、さらには住宅取得税額控除制度等租税特別措置に限定されてきたのである。

しかし前述した格差・貧困が社会問題化する中で、高所得者の税負担をより多く軽減するという逆進的な効果を持つ所得控除に代えて税額控除へのシフトが世界的に唱えられるようになった。

平成14年6月の政府税制調査会答申「あるべき税制の構築に向けた基本方針」は、人的控除の基本構造の更なる見直しとして、「児童の扶養について税額控除を設ける」こと等3つの案を提示したが、これは、少子化対策税制としての税額控除の活用を示唆したものである。

その後、自民党政権下の平成20年度改正の政府税制調査会答申は、給付付き税額控除の項を設け、次のように記述している。

「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な観点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となってい

る中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。」

昨年夏に誕生した民主党政権は、税額控除の重要性をさらに強調するところとなった。平成22年度税制改正大綱（以下「大綱」）は、「(所得再分配機能を高めていくという観点から) 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます」と記し、税制改正の方向性として、税額控除・給付付き税額控除を鮮明にしたのである。

このような政策は、所得税の課税ベースの侵食を食い止める効果を持っている。税額控除は一定の所得以下の納税者・世帯だけを対象とするので、課税ベースの侵食は限定されるからである。オランダをはじめとする先進諸国の税額控除化・給付付き税額控除化の動きは、所得税の課税ベースを拡大し高所得者層からの所得再分配機能を強化するという明確な目的を持って行われているのである。

わが国所得税は、累次の経済対策の結果としての各種人的控除の引き上げ、社会保険料控除や公的年金等控除等の社会保障関係控除や給与所得控等の肥大化といったことから、個人所得に占める課税所得（課税ベース）の割合は27%（97年）と狭いものになっており⁽¹⁾、このことが所得再分配機能を低下させている。そこで、所得控除を税額控除・給付付き税額控除に変えていくことにより所得税課税ベースを再構築し、所得税の所得再分配効果を高めていくことには大きな意義がある。

III 給付付き税額控除3つの型

1 勤労税額控除

我が国のこれまでの制度は、勤労できない者は生活保護、失業者で有資格者は失業保険制度（特別会計）での対応と区分けが行われてきた。ところがリーマンショックを契機に、派遣村が大きな注目を集める中で、失業保険期間経過者や受給無資格者等失業手当を受け

られない人たちへの対策の必要性が認識され、2009年4月の経済危機対策として、職業訓練中の生活費を支給する制度として「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計，訓練・生活支援給付）が創設された。この制度は、第1のセーフティネットである失業保険と最後のセーフティネットである生活保護の間を支援する「第2のセーフティネット」ともいうべきもので、欧州諸国では効果を上げてきた政策である。このような政策は、これまでの失業中の所得保障と区別して、職業訓練と生活支援をリンクさせた点に大きな特色があり、勤労を通じて豊かな生活を送るというワークシェア思想の走りともいえる。2011年度からは恒久的な求職者支援制度として発足することが決まっている。

このように徐々に拡充されてきた我が国の制度であるが、働いていて所得があるものの、その金額が低い者（いわゆるワーキング・プア）を直接金銭的に支援する制度は存在しない。これは、勤労税額控除（給付付き税額控除の一種）と呼ばれるもので、一定時間・一定所得以上の勤労を条件に税額控除・給付を与えることによって、労働インセンティブを供与し就業を促進する制度である。

英国等欧州の雇用政策は、失業手当等の現金給付、職業紹介や職業訓練などの就職支援、保育所の整備等働く環境の整備等が一体となった「積極的労働政策」とよばれるものであるが、労働インセンティブを与える政策として勤労税額控除もその一部となっている。

英国の「福祉から雇用へプログラム」の政策パッケージは次のとおりである。

(1) 就職紹介支援と職業能力開発強化	ニューディール政策
(2) 賃金を魅力的にする政策 (Make Work Pay)	勤労税額控除，最低賃金
(3) 働く環境の整備	ワークライフバランス，保育所整備，労働規制（同一労働同一賃金）等
(4) 所得保障の条件化 (ワークシェア)	「所得調査付求職者手当」を受給するには，職業訓練や就職活動が必要

(藤森克彦 みずほ情報総研・主席研究員資料)

最近のワーキングプア問題の広がりの中で、わが国の雇用政策も従来型のセーフティネット方式から、市場経済からこぼれ落ちた人を職業訓練等を通じてもう一度市場経済の中に引き戻し（「トランポリン型社会保障」）、さらに勤労を通じて豊かな生活を送れるようにする（「ワークシェア思想」）という政策パッケージに変えていく必要があり、勤労税額控除制度の導入の必要性が高まっている。導入するに当たっては、訓練・生活支援給付の対象となる失業保険切れや受給資格を持たない求職者は勤労所得と勤労時間がゼロである場合が多いと考えられるので、「仕事がなく職業訓練を受けて就労チャンスを拡大させる人

への支援」と「やむなく低所得の仕事に従事している人への支援」をうまく連続・整合させることが課題となる。

その際、雇用に与えるインセンティブ効果、ディスインセンティブ効果、つまり、勤労時間に与える効果、マイナスのインセンティブ、雇用主からの賃下げ圧力、最低賃金との整合性を検討しておく必要がある。

また、労働による稼得行為と直接リンクさせることにより、労働インセンティブを高めるといふ政策は、働かなくても給付が受けられるという失業手当のモラルハザードを縮小させる効果を持つ。この点、「国民なら誰でも、就労や婚姻の有無、あるいは年齢を問わず

(つまり子供も老人も)、ベーシック・ニーズを充足できる一定の額の現金給付を受け取る権利があるという思想である「ベーシックインカム」論とは異なっている。また、給付をセットにすることにより、社会保障との一体運営(徴収の一元化や歳入庁構想)という行政効率を改善させる効果もある。

なお、我が国の母子家庭の母親は、80%半ばが就労しているにもかかわらず、58%が貧困ラインという状況にある。この点、不十分な就労機会を補てんする機能として勤労税額控除で支援していく必要性・正当性があるといえよう。

2 児童税額控除

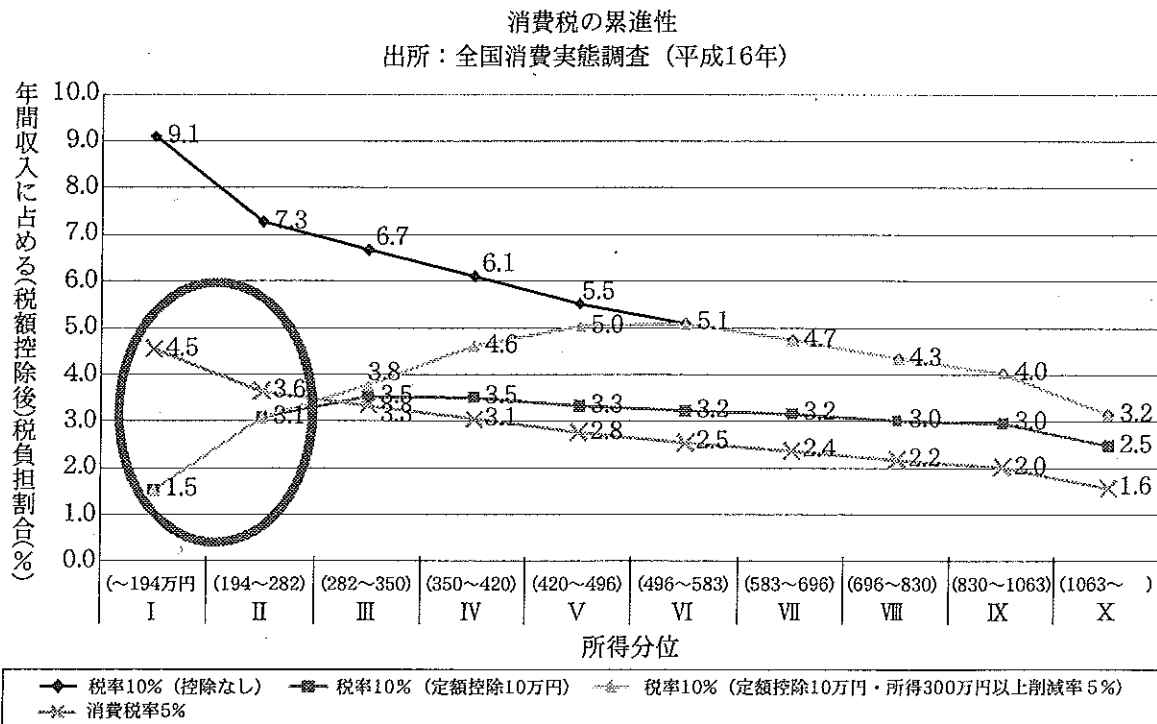
子供への支援策に関する諸外国の制度をみると、児童手当と児童税額控除等の税制措置の両方がある国(英国、ドイツ、フランス)と片方だけの国(スウェーデンは児童手当のみ、米国は税額控除のみ)がある。手当の支給額は子供一人当たり1,2万円(月)前後と

いう水準で、所得制限はないのが一般的である。

11年度以降子供手当は満額支給の月額2.6万円となるが、国際的にもきわめて高い給付水準であること、厳しい財政事情の下で2.8兆円規模の新たな恒久財源が必要となることから、所得制限の問題が出てくるのが予想される。

現在我が国の児童手当には、主たる生計維持者についての所得制限がある(もっとも支給割合は90%と、事実上大部分の者に行き渡る制度となっている)し、児童扶養手当にも、所得制限に加えて、就労収入を調整するメカニズムが導入されていることも制限導入論につながる。その場合には、インセンティブの供与や所得制限メカニズムの点で優れている児童税額控除方式での実施を検討すべきである。また、少子化対策全体としては、現物給付との整理も必要で、公営住宅の家賃補助(所得リンク)、保育所建設とのバランス・整合性を考えていく必要がある。

図表1 消費税と税額控除(一橋大学佐藤主光教授の試算)



注：所得依存税額控除=定額(10万円)+所得300万円以上で削減率5%⇒年収500万円以上でゼロ

3 消費税逆進性対策

「大綱」には、「消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、『給付付き税額控除』の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」と記されている。

消費税逆進性対策として欧州諸国で導入されている軽減税率は、高額所得者にもそのメリットが及ぶので再分配政策としての効果が乏しいこと、何が軽減税率の対象にすべきか議論が錯綜し制度が複雑になること、事業者の事務負担や税務執行コストが増大すること、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないこと等の批判がある。カナダ、シンガポール等では、逆進性対策として、低所得者の基礎的食料等の支出に伴う消費税負担分を税額控除・給付する制度（GST控除）が導入されている。

我が国で、試算を行ってみると、見事に逆進性がなくなることが見て取れる。図表1は、佐藤主光一橋大学教授が試算したものであるが、消費税率5%だと消費性向の高い低所得者層の方が負担が高い、いわゆる逆進性が見て取れる。税率を10%に引き上げるとその逆進性はさらにきつくなるが、その際に、「定額(10万円)+所得300万円以上で削減率5%(年収500万円までゼロ)」という給付付き税額控除を導入すると、所得500万円以下で逆進性がなくなることが見て取れる。

IV 具体的制度設計の論点

1 インセンティブ供与と不正防止のバランス

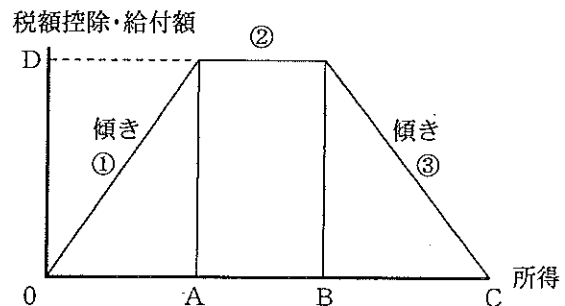
給付付き税額控除は、基本的に労働を条件として給付を行う制度である。そこで、勤労とどのようにリンクさせるか、逆にいえば、

勤労インセンティブをどのように組み合わせるかという点が重要となる。

米国の制度をみると(図表2)、①所得が増加するにつれて控除額が増加する逡増(phase-in)段階、②所得が増加しても控除額が(最高)控除額で一定の定額(flat)段階、③所得の増加に伴い控除額が減額される逡減(phase-out)段階という3つの部分からなり、①の部分では労働インセンティブの供与になるが、③の部分は逆に勤労インセンティブが落ちることが指摘されている。

これに対し英国では、①の逡増する部分がなく、また、勤労所得ではなく勤労時間で管理している。

図表2



我が国に導入する場合、英国型の時間による管理は手間がかかり困難であろう。執行の利便性、不正の防止という観点からは、給付額をカナダのGST控除のような定額を基礎とし家族形態で差をつけるという制度設計（ただし消失部分は激変緩和措置として必要）が望ましい。

実はこの問題は、不正給付の問題と関連している。米国では、20%を超える「超過支払い」(Overpayment)と「不正受給」という不適切な給付が行われている。この最大の要因は、国が個人の家族形態等の情報を一切把握していないこと、更に離婚、別居、養子等受給者の家族形態の多様化で制度が複雑になってきたことといわれている。

また、米国では確定申告と一体的に運営されているので、給付付き税額控除の受給資格

の審査を行う時間が限定されている。これに対して、英国やカナダでは、税務「申告」とは別個の「申請」に基づき、税務署の審査を経て支給を受ける制度設計となっている。不正防止の観点を重視すれば、「申請」による制度とするとともに、給与所得者に対しては年末調整で行う形にすれば、会社事務の負担増加はあるものの不正防止は期待できよう。

我が国では戸籍・住民票が完備しており米国のような高い不正は考えられないし、将来的には、番号制度とe-taxの活用による効率的な給付が考えられよう。いずれにしても、不正受給の問題は、所得額の捕捉の不十分性というより、国家が家族情報をどこまで把握しているかどうかという点と、給付付き税額控除の制度設計にある。

もうひとつ、世帯単位か個人単位かという問題がある。個人の就労インセンティブを重視するなら個人単位、家族への経済支援をも視野に入れるなら家族単位ということになる。我が国への導入に当たっては、世帯単位の方が国民の理解が得やすいだろう。なお、各国の制度を概観した限りでは、オランダ、スウェーデン等個人単位の国では、租税公課・社会保険料の減免に留まり、給付にまで踏み込んでいる国はないようだ。

2 還付をどう仕組むのか

これまで給付付き税額控除に関する消極論の最大のものは、税務当局が還付を行うことに対する反論である。「国家の収入確保手段である租税制度の枠内において、どこまで給付のメカニズムを追求できるかという点については、基本的な議論であろう。収入の話と支出の話をも混同することには、財政法的に問題がある。収入の話は租税法律主義が関連するからである」という批判がある⁽²⁾。税当局は税金を集めるところで大規模に還付する機能は持つべきではないという反論である。

これに対しては、国会の議決を経て、所得

税法あるいは新法に基づき税制の枠組みの中で給付を行えば、憲法や財政法上の問題は生じないどころか、憲法14条の要請する租税平等主義や25条の観点からは、給付付き税額控除はむしろ望ましいと言える。

税務署での還付・給付を避けるためには、給付部分は地方自治体で対応するという考え方もありうる。たとえば、「受給者が市長村に申請を行い、給付を受けるための審査（本人の所得情報の付き合わせ、家族単位での所得捕捉等）を経て、その証明書を確定申告に添付して税額控除を受ける。控除しきれない部分については市町村から支給を受ける」という仕組みで、金融機関の発行した証明書を確定申告の際に添付し、年末調整・申告により還付する現行の住宅取得税制を参考にしたものである⁽³⁾。

もう一つの考え方は、給付を社会保険料の範囲内にしてそれと相殺することにより給付をなくすことである（オランダの相殺方式）。

「政策集」にこのことが記されていることは前述のとおりである。このためには、税と社会保険料の徴収一元化や歳入庁の設置が条件となるが、社会保険料の未納が防止できるという別途の大きな効果が期待できる。

3 番号制度と所得の捕捉

「大綱」には、「的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。」

「給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。」と記され、番号制度の導入と給付付き税額控除とが（事実上）セットになっている。

英国の給付付き税額控除の執行状況をみると、受給を希望する者は、世帯単位で、内国歳入庁・税務署に、「夫婦の氏名、住所、生

年月日と社会保険番号」を記述して「申請」する。これに、子供の情報として、氏名、同居開始日、児童手当番号を記載する。さらに、労働情報として、勤務先と労働時間、雇用主名、収入の詳細を社会保障給付番号とともに記載する。その上で、受取人指名、受取銀行口座を記入して提出する。統一的な納税者番号にかえて、税務署の管理番号や社会保障番号を活用して、給付の管理を行っている。2005年までは、雇用主が源泉徴収により集めた税額を該当者の給与に上乗せして支払っていたが、2006年以降は、雇用主の事務負担に配慮して、国から直接個人口座に振り込まれるようになった⁴⁾。フランスも、社会保障番号を活用して制度を執行している。

制度運営に当たっては、給付対象者となる低所得者の所得捕捉を厳格に行う必要があり、また家族単位での名寄せの必要性を考えれば、番号という課税インフラは不可欠である。そこで、番号を住基ネットと年金番号のどちらに接合するのかという点、プライバシーの問題等を早急に議論し詰めていく必要がある。

また、一定額以上の金融所得のある者（世帯）は、適用除外にする必要があるが、現在利子所得は分離課税となっている。そこで、申告分離制度への移行、番号による法定調書の導入を行うことで金融所得を捕捉できるようにする必要がある。

この点「大綱」には次のように記述され、政府のプロジェクトチームでの検討が開始された。

「社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選

択肢が考えられます。付番・管理する主体については、……歳入庁が適当であると考えます。以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。」

4 給付額のイメージと財源

給付付き税額控除はその具体的設計に応じて必要財源額も異なる。しかし、財源計算なくして制度設計はできない。世界を見回すと、オランダのように、所得控除の縮小とセットで導入した「税収中立」型、英国のように既存の社会保障歳出もあわせて整理統合した「財政中立」型等がある。我が国での導入にあたっては、基礎控除、配偶者控除、給与所得控除の見直し（「税収中立」）、さらには既存の社会保障給付措置の見直しとセット（「財政中立」）で行うことを原則とすべきだ。財源問題がより深刻になると考えられる平成23年度予算では、子供手当との関係で、配偶者控除の縮小・廃止が問題となる。

そのような前提であえて給付額のイメージを試算すると次のようになる。そもそも米国で勤労税額控除が導入された時の考え方は、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」というものである。この考え方で計算すると、700円(最低賃金)×8h×250日=140万円となる一方、わが国の相対的貧困のラインは、254万円(2006年中央値)÷2=127万円なので、その差額の10万円強が一つの目安となる。

消費税逆進性対策としての導入であれば、消費税率軽減税率による減収額相当分、あるいは一定所得者の基礎的生活費に消費税率を乗じて計算した分ということになる。300万円程度の世帯の基礎的な生活支出が100万円とすると、それに引き上げ後の消費税率（たとえば10%）を乗じると世帯当たり10万円という数字が出る。

最後に、一定のモデルを用いて家計や個人に与えるさまざまな影響を計測するマイクロシミュレーションを活用し、制度改革の結果、どのような世帯が便益を受け、どのような世帯が負担を被るのかを国民に示したうえで、議論する必要がある。

(注)

- (1) 森信 (2002)
- (2) 中里 (2009)
- (3) 森信 (2009)
- (4) 木原・柵山 (2006)

【参考文献】

- ・ OECD (2004) "Recent Tax Policy Trends and Reforms in OECD Countries"
- ・ OECD (2006) "Fundamental Reform of Personal Income Tax"
- ・ OECD (2008) "Reforming Tax System in Japan to Promote Fiscal Sustainability and Economic Growth" Working Paper No. 650
- ・ Brookings Institute (2006) "The Earned Income Tax Credit at Age 30"
- ・ Hotz, V. and J. Scholz (2000) 'The Earned Income Tax Credit', prepared for the NBER Conference on Means-Tested Transfers
- ・ 森信茂樹 (2001) 『ワークシェアリングは税額

控除と一体で』ヌーベル・エポーク5号

- ・ 同 (2002) 『わが国所得税課税ベースの研究』(日本租税研究協会)
- ・ 同 (2006) 「格差問題と税制—勤労税額控除制度の提言」『経済格差の研究』(貝塚・財務省財務総合政策研究所編, 中央経済社)
- ・ 同 (2007) 「英・米の給付付き税額控除に学ぶ」国際税制研究No16
- ・ 同 (2007) 『抜本的税制改革と消費税』大蔵財務協会
- ・ 同 (2009) 「先進国の標準税制としての給付付き税額控」税研145号
- ・ 森信茂樹編著 (2008) 『給付付き税額控除』中央経済社
- ・ 内閣府 (2002) 「海外諸国における経済活性化税制の事例について」(政策効果分析レポートNo12 内閣府政策統括官)
- ・ 中里実 (2009) 「給付付き税額控除の執行上の問題」(『税研』2009. 5)
- ・ 木原・柵山 (2006) 「イギリスの雇用政策・人材育成政策とその評価」『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』樋口・財務省財務総合政策研究所, 日本評論社
- ・ 藤森克彦 「英国労働党における社会保障政策—『福祉から仕事へプログラム』の内容と成果—」(『世界の労働』第59巻第2号, 2009年2月, 日本ILO協会)

(了)

————— * ————— * —————